札幌市のGX推進に係る取組の理解促進のための映像制作放送等業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

札幌市のGX推進に係る取組の理解促進のための映像制作放送等業務

2 背景及び目的

札幌市を含む産学官金21機関から成るコンソーシアムである Team Sapporo-Hokkaido (TSH) が進めているGX推進等の取組について、その背景なども含め、市民に情報発信し、理解促進を図るとともに、市民・関連企業の関心を高めることを目的とする。

3 契約概要

(1) 契約方法

契約については、公募型企画競争により選定された契約候補者と本市の間で詳細を 交渉のうえ、協議が整った場合に、随意契約により当該業務の契約を締結する。協 議の中で企画提案内容の一部を変更することがある。

選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は、契約候補者が「6 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、実施委員会において 次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により当該業務 の契約を締結する。

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年9月30日(月)まで

(3) 予算規模(契約限度額)

上限13,200,000円(消費税及び地方消費税を含む)

4 業務内容

受託者は、以下の各項目に係る、企画、制作、編集、収録場所の許可関係及び関係者との折衝等、制作及び放送に要する一切の業務及び制作スケジュールの管理を行うこと。

(1) 札幌市のGX推進に係る取組の理解促進を図るテレビ番組の放送

ア 放送内容

札幌市及びTSHのGX推進の取組と、環境・経済の好循環がもたらす札幌の未

来について、市民にとってわかりやすく表現するとともに、当該取組の正しい理解 を促進するものであること。なお内容の詳細については、受託後に委託者と協議の うえで決定することとする。

イ 放送日

7月から9月までの間の任意の日

ウ放送枠

視聴率及び視聴者層を考慮し、できる限り視聴者数の多い時間帯とすること

工 放送時間

30 分程度

オ 番組宣伝・告知

自社の放送枠の中で、可能な限り当該番組の告知を行う等、自社の視聴者へ積極 的に視聴を促すこと。内容の詳細については、受託後に委託者と協議のうえで決定 することとする。

(2) イベント等で活用できる短編動画の制作

ア映像の企画、制作

上記(1)の番組内容を活用し、イベント等での活用を目的とした短縮した動画を制作すること。

イ 動画時間

最大3分程度(ただし、理解促進に主眼を置き、必要な場合には協議のうえで時間の調整を行う場合がある。)

(3) 国内・海外企業向け(B t o B)プロモーション動画の作成

ア内容

今後展開される予定の、GX関連企業や海外系金融会社等へのプロモーションに活用するための動画を制作すること。なお、動画制作にあたっては、札幌の都市としての魅力、札幌・北海道におけるGX事業の可能性等を分かりやすく表現すること。

特に海外に向けた情報発信においては、欧米等の札幌の認知度が低い地域においても、適切に札幌のイメージが伝わるような内容とすること。

なお、内容の詳細については、受託後に委託者と協議のうえで決定することとする。

イ 言語

日本語及び英語の2種類

ウ 動画時間

30秒~1分程度(ただし、理解促進に主眼を置き、必要な場合には協議のうえで時間の調整を行う場合がある。)

(4) 各種のデータの納品等

上記(1)~(3)で作成した動画は、下記の手法にて納品するものとする。なお、当該動画については、今年度以降も札幌市及びTSHがイベントや広報等で活用することができるよう、著作権・肖像権に関して必要な調整を行ったうえで提出すること。

ア 映像品質

画角(アスペクト比)は16:9とし、画質クオリティはハイビジョン(1080 p 相当) とすること。

イ 形式

各種類の動画をMP4及びWMV形式の形式で納品すること。

ウ 提出方法

本市が受領可能な手法によりデータを提出すること。

(5) 実施結果等の報告

指定の期限までに、4(1)で放送した番組の視聴率等、番組放送による効果等も合わせて報告すること。

(6) その他特記事項

ア 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並 びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずるこ と。

また、本業務の結果、データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

イ 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

5 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。

- (1) 札幌市のGX推進に係る取組の理解促進を図るテレビ番組の放送
 - ア 放送日及び放送枠

想定する日時を示すこと

イ 番組コンセプト

本事業の目的を踏まえた番組のコンセプト(どのような視点で番組を制作するのか、何を伝えるのか等)を示すこと。

ウ 番組の内容

番組にて、どのような手法や内容で理解促進を図るのか、構成やプロット等、内容や演出等のイメージを示すこと。

工 告知等

自社の番組等で、当該番組の告知をどのように行うか示すこと。

(2) イベント等で活用できる短編動画の制作

ア 編集の方針等

上記(1)の番組を活用し短縮版を編集するにあたり、どのような観点で編集を行うかを示すこと。

(3) 国内・海外企業向け(B t o B)プロモーション動画の作成

ア 動画コンセプト

当該動画の活用シーンを踏まえて、どのようなコンセプトで作成するか示すこと。

イ 動画の内容

構成やプロット等、どのような動画とするか、内容やイメージを示すこと。

- (4) 実施体制及び実施スケジュール
 - ア 業務体制(人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。)並び に業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。
 - イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の 実施実績を示すこと。
 - ウ業務スケジュールを示すこと。
- (5) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

6 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる全ての要件を

満たすこと。

- (1) 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 北海道内に放送局を持ち、放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 22 項に定める「特定地上基幹放送事業者」であること。
- (3)会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による 再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

7 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始 令和6年5月10日(金)

エ 実施委員会によるヒアリングの実施 令和6年6月4日(火)予定

オ 提案事業者への選定結果の通知 今和6年6月上旬

力 契約締結 令和6年6月中旬

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、札幌市まちづくり政策局政策企画部グリーントランスフォーメーション推進室へ郵送(書留郵便等配達状況を確認できるものに限る)又は持参により提出すること。

ア 参加申込書(様式1) 1部

イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4縦、両面使用)

・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部

・提案者の団体名称が記載されていないもの 10部

ウ 上記イのPDFデータ (CD又はDVD) 1部

(3) 留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 提出のあった申込書類は返却しない。

ウ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポ

ーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に所定の書面(様式2) に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

令和6年5月24日(金)10時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広 く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公 表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

gx. promotion@city. sapporo. jp

※メールのタイトルは「(団体名) 【札幌市のGX推進に係る取組の理解促進のための映像制作放送等業務】質問書」とする。

8 契約候補者の選定方法

企画提案の内容は、「札幌市のGX推進に係る取組の理解促進のための映像制作放送 等業務企画競争実施委員会」(以下「実施委員会」という。)において、総合的に審査 し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 評価基準

評価項目	評価内容	評価点
テレビ番組の放送 (5 - (1)関係)	番組のコンセプトは、本事業の趣旨を踏まえた、適切なもの となっているか。	10
	番組の内容は、札幌市及びTSHによるGX推進の取組が、 市民にとってわかりやすく、また正しい理解を促進するもの となっているか。	40
	放送枠の設定や自社の番組内での宣伝・告知により、視聴者 を増やすための取組が盛り込まれているか。	10
短編動画 (5-(2)関係)	短編でありながらも、市民にとってわかりやすく、また正し い理解を促進するものとなっているか。	10
BtoB プロモーション動画 (5-(3)関係)	札幌の都市としての魅力やGXの可能性が表現されているか。また、欧米等の札幌の認知度が低い地域においても、適切に札幌のイメージが伝わるような内容となっているか。	15

体制・計画の適否 (5-(4)関係)	業務を遂行するための適切な業務体制が確保され、確実に 遂行し得るスケジュールになっているか。	10
経費の妥当性 (5-(5)関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5
		100

(2) 参加資格の審査及び結果の通知

「6 参加資格要件」に基づき審査を行い、結果を通知する。参加資格を満たさない場合は、書面により結果を通知する。

(3) 委員会によるヒアリングの実施

別に期日を定め、企画提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1 企画提案あたり、30 分(企画提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分)を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 提案者が一者となった場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

9 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあっては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有する

こととなったとき

10 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1)提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

11 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を 受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。) 以内にその理由等について書面により求めることができる。

12 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

13 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権
 - ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
 - イ 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用(必要な改編を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に 通知するものとする。
 - ウ 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、

札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、 同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 成果物の著作権

- ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物(以下、「本著作物」という。)に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号))第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は受託者が指定する第三 者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと、及び、第三者の 著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害 する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 その他留意事項

- (1) 提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

15 各書類の提出先・問合せ先

担 当:札幌市まちづくり政策局政策企画部グリーントランスフォーメーション推進室誘致・広報担当課(担当:宗岡・青山)

住 所:札幌市中央区北1条西3丁目 ばらと北1条ビル8階

電 話:011-211-2423 FAX:011-218-5109

E-mail: gx. promotion@city. sapporo. jp